

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品・・・移動平均法による原価法
 - 貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
1998年4月1日以降に取得した建物および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備える為、一般債権については税法基準により、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
退職金の支給に備える為、当社退職金規程に基づき、期末における自己都合要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- (1) 収益の計上基準
収入については、出荷基準により計上しております。
- (2) 費用の計上基準
費用については、検収基準により計上しております。

5. その他計算書類の作成の為の基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
- (3) 資産除去債務に関する会計基準の適用
「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 2008年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日)を適用している。
当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。
- (4) 税効果会計に係る会計基準の一部改正に伴う変更
『税効果会計に係る会計基準』の一部改正等の公表(企業会計基準第28号2018年2月16日)により、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。